

# SimTread製品版 使用許諾条件

SimTread製品版 使用許諾条件は、「SimTread製品版」(以下、本ソフトウェア)について、その使用者(以下、本ソフトウェア使用者)とベクターワークスジャパン株式会社の間で締結される、本ソフトウェアの非独占的使用権を定めたライセンス契約書(以下、本契約書)です。本ソフトウェアをご使用になる前に以下の内容を必ずお読みください。

# 第1条 使用許諾の条件

- 1. 本ソフトウェア使用者が本ソフトウェアの一部、もしくは全部をインストール、コピー、ダウンロード、アクセス、あるいはその他の方法で使用することにより、本ソフトウェア使用者は本ソフトウェアに関し本契約書を読み、それを理解したことを認め、その条件によって拘束されることに同意したものとみなされます。ベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア販売元、販売店、リース会社またはこれらの従業員は以下に記載の内容に関し、いかなる修正拡大または追加をなすことを授権されていません。
- 2. 本ソフトウェア使用者が、本契約書の内容に違反した場合、もしくは、違法な方法で本ソフトウェアが使用された場合、本ソフトウェア並びにこれに附属する操作マニュアルおよび学習用教材等(以下、ドキュメンテーション)の使用中止並びに使用許諾の解除を求めることがあります。当該解除が行われた場合には、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションのオリジナルと全てのコピーを破棄し、これらの使用を中止していただくものとします。
- 3. 本ソフトウェアのスタンドアロン版をVectorworksソフトウェアのスタンドアロン版上で使用する場合、本ソフトウェアは主要なデスクトップ・ワークステーションおよび携帯型コンピューターまたは本ソフトウェア使用者の自宅のコンピューターのいずれかにインストールできます。なお、本ソフトウェアは一度に一台の(ただし、一台を越えることのない)コンピューターで運用することができます。
- 4. 本ソフトウェアのネットワーク版用をVectorworksソフトウェアのネットワーク版上で使用する場合、Vectorworksソフトウェアのネットワーク版の購入申込書に明記されたサイトに置かれた、いずれか、もしくはすべてのコンピューターへ本ソフトウェアをインストールし、お客様によって購入いただいた本ソフトウェアのライセンス数を越えない人数によって、運用することができます。サイトとは、ネットワークを共有するコンピューター群で、一つの会社または組織によって所有され、使用されているものとして定義されます。

# 第2条 本ソフトウェア管理者の責任

1. 本ソフトウェア使用者が法人に所属している場合、当該法人の代表者(以下、本ソフトウェア管理者) は、本ソフトウェア管理者の責任において、本ソフトウェア使用者の利用を認証・管理するものとします。本ソフトウェア管理者は、本ソフトウェアを善良なる管理者の注意義務をもって利用し、本ソフトウェア使用者に利用させるものとし、本ソフトウェア管理者または本ソフトウェア使用者が本契約書に違反したことによりベクターワークスジャパン株式会社およびベクターワークスジャパン株式



会社のソフトウェア供給元が損害を被った場合、本ソフトウェア管理者が責任を負うものとします。

## 第3条 著作権の表示

1. 本ソフトウェアおよびドキュメンテーションの著作権は、ベクターワークスジャパン株式会社、早稲田大学および株式会社竹中工務店(以下、ベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元)が保有し、日本国著作権法により保護されています。

## 第4条 複製・頒布の禁止

- 1. ベクターワークスジャパン株式会社の書面による同意がない限り、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションの複製、頒布並びに第三者に対し複製の許可を与えることは有償無償を問わず禁止されています。
- 2. 複製には本ソフトウェアが入ったCD-ROMやDVD-ROM等を他の媒体へコピーすることやドキュメンテーションを他の言語や書式に翻訳、書換えすることが含まれます。
- 3. 別途契約で認められた項目を除き、本ソフトウェアとドキュメンテーションに関するいかなる知的所有権の権利も本ソフトウェア使用者は与えられません。
- 4. 本ソフトウェアを第三者に賃貸、貸与、リース、配布、転載、移転することはできません。また、本ソフトウェアを日本国外に出荷、移転、輸出、再輸出することもできません。
- 5. 本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者が本条第1項から第4項に違反したことによりベクターワークスジャパン株式会社およびベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元に損害が発生した場合、本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は一切の責任を負うものとします。
- 6. 本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は、本ソフトウェアのバックアップ目的に限り、ベクターワークスジャパン株式会社の同意なしにコピーを一部作成することができます。当該バックアップ用コピーは、災害の後に本ソフトウェアのコピーを一部復元するために必要とされる場合を除いて、インストールまたは使用されないことを条件とします。なお、本ソフトウェアのパッケージおよびドドキュメンテーションに記載されている「指定された媒体に本ソフトウェア等をインストールすること」、あるいは「PDFファイルなどの形式で提供しているドキュメンテーションをそのままの状態で紙に印刷すること」はソフトウェアの正常な使用に含まれ、ここでいう複製にはあたりません。

#### 第5条 改変の禁止

1. ベクターワークスジャパン株式会社は、本ソフトウェアの一部または全部を修正、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることを禁止します。

#### 第6条 名義変更の否認

1. ベクターワークスジャパン株式会社は、本ソフトウェア使用者の名義変更は認めておりません。ただし、やむを得ない事由に対し、証明する書類が提出され、かつベクターワークスジャパン株式会社が



書面にて認めたものについてはこの限りではありません。その場合、名義変更に伴う手数料が別途必要になります。

# 第7条 バージョンアップ等に伴う使用権について

1. 本ソフトウェア使用者が本ソフトウェアをバージョンアップした場合、バージョンアップ以前のソフトウェアの使用権はバージョンアップと同時に消滅するものとします。

## 第8条 保証と責任の範囲

- 1. ベクターワークスジャパン株式会社またはベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元は、本ソフトウェアに関し、明示または黙示の品質、性能、製品価値またはいかなる特定の使用目的に対する適合性について、いかなる保証もいたしません。
- 2. ベクターワークスジャパン株式会社またはベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元は、故意または重過失による場合を除き、本ソフトウェア、または附属のドキュメンテーションの欠陥の結果発生する直接、間接、特別または必然的な損害について仮に当該損害が発生する可能性があると告知されていた場合でも何らの責任を負いません。
- 3. ベクターワークスジャパン株式会社またはベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元は、本ソフトウェアまたはデータの回復に要する費用また再製に要する費用を含めて一切の責任を負いません。本ソフトウェアは現在あるがままの状態で販売されるものです。本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は本ソフトウェアの使用、品質および性能に関する全責任を負担するものとします。

以上

ベクターワークスジャパン株式会社 2024 年 5 月 1 日



# SimTread教育無償版 使用許諾条件

SimTread教育無償版 使用許諾条件は、「SimTread教育無償版」(以下、本ソフトウェア)について、その使用者(教育機関および教育機関に在席する学生、教職員をいう。以下、本ソフトウェア使用者)とベクターワークスジャパン株式会社の間で締結される、本ソフトウェアの非独占的使用権を定めたライセンス契約書(以下、本契約書)です。本ソフトウェアをご使用になる前に以下の内容を必ずお読みください。

# 第1条 使用許諾の条件

- 1. 本ソフトウェア使用者が本ソフトウェアの一部、もしくは全部をインストール、コピー、ダウンロード、アクセス、あるいはその他の方法で使用することにより、本ソフトウェア使用者は本ソフトウェアに関し本契約書を読み、それを理解したことを認め、その条件によって拘束されることに同意したものとみなされます。ベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア販売元、販売店、リース会社またはこれらの従業員は以下に記載の内容に関し、いかなる修正拡大または追加をなすことを授権されていません。
- 2. 本ソフトウェア使用者が、本契約書の内容に違反した場合、もしくは、違法な方法で本ソフトウェアが使用された場合、本ソフトウェア並びにこれに附属する操作マニュアルおよび学習用教材等(以下、ドキュメンテーション)の使用中止並びに使用許諾の解除を求めることがあります。当該解除が行われた場合には、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションのオリジナルと全てのコピーを破棄し、これらの使用を中止していただくものとします。
- 3. 本ソフトウェアは、教育機関および教育機関に在席する学生、教職員が教育目的でのみ、使用することができます。
- 4. 本ソフトウェアのスタンドアロン版をVectorworksソフトウェアのスタンドアロン版( Vectorworks 学生・教職員向けライセンスの方のみ使用できます。 )上で使用する場合、本ソフトウェアは主要なデスクトップ・ワークステーションおよび携帯型コンピューターまたは本ソフトウェア使用者の自宅のコンピューターのいずれかにインストールできます。なお、本ソフトウェアは一度に一台の(ただし、一台を越えることのない) コンピューターで運用することができます。
- 5. 本ソフトウェアのネットワーク版用をVectorworksソフトウェアのネットワーク版 (Vectorworks 教育機関向けライセンスの方のみ使用できます。)上で使用する場合、Vectorworksソフトウェアのネットワーク版の申込書に明記されたサイトに置かれた、いずれか、もしくはすべてのコンピューターへ本ソフトウェアをインストールし、お客様によって取得いただいた本ソフトウェアのライセンス数を越えない人数によって、運用することができます。サイトとは、ネットワークを共有するコンピューター群で、一つの会社または組織によって所有され、使用されているものとして定義されます。

#### 第2条 本ソフトウェア管理者の責任

1. 本ソフトウェア使用者が法人に所属している場合、当該法人の代表者(以下、本ソフトウェア管理者)は、本ソフトウェア管理者の責任において、本ソフトウェア使用者の利用を認証・管理するものとしま



す。本ソフトウェア管理者は、本ソフトウェアを善良なる管理者の注意義務をもって利用し、本ソフトウェア使用者に利用させるものとし、本ソフトウェア管理者または本ソフトウェア使用者が本契約書に違反したことによりベクターワークスジャパン株式会社およびベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元が損害を被った場合、本ソフトウェア管理者が責任を負うものとします。

# 第3条 著作権の表示

1. 本ソフトウェアおよびドキュメンテーションの著作権は、ベクターワークスジャパン株式会社、早稲田大学および株式会社竹中工務店(以下、ベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元)が保有し、日本国著作権法により保護されています。

# 第4条 複製・頒布の禁止

- 1. ベクターワークスジャパン株式会社の書面による同意がない限り、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションの複製、頒布並びに第三者に対し複製の許可を与えることは有償無償を問わず禁止されています。
- 2. 複製には本ソフトウェアが入ったCD-ROMやDVD-ROM等を他の媒体へコピーすることやドキュメンテーションを他の言語や書式に翻訳、書換えすることが含まれます。
- 3. 別途契約で認められた項目を除き、本ソフトウェアとドキュメンテーションに関するいかなる知的所有権の権利も本ソフトウェア使用者は与えられません。
- 4. 本ソフトウェアを第三者に賃貸、貸与、リース、配布、転載、移転することはできません。また、本ソフトウェアを日本国外に出荷、移転、輸出、再輸出することもできません。
- 5. 本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者が本条第1項から第4項に違反したことによりベクターワークスジャパン株式会社およびベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元に損害が発生した場合、本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は一切の責任を負うものとします。
- 6. 本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は、本ソフトウェアのバックアップ目的に限り、ベクターワークスジャパン株式会社の同意なしにコピーを一部作成することができます。当該バックアップ用コピーは、災害の後に本ソフトウェアのコピーを一部復元するために必要とされる場合を除いて、インストールまたは使用されないことを条件とします。なお、本ソフトウェアのパッケージおよびドドキュメンテーションに記載されている「指定された媒体に本ソフトウェア等をインストールすること」、あるいは「PDFファイルなどの形式で提供しているドキュメンテーションをそのままの状態で紙に印刷すること」はソフトウェアの正常な使用に含まれ、ここでいう複製にはあたりません。

#### 第5条 改変の禁止

1. ベクターワークスジャパン株式会社は、本ソフトウェアの一部または全部を修正、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることを禁止します。



# 第6条 保証と責任の範囲

- 1. ベクターワークスジャパン株式会社またはベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元は、本ソフトウェアに関し、明示または黙示の品質、性能、製品価値またはいかなる特定の使用目的に対する適合性について、いかなる保証もいたしません。
- 2. ベクターワークスジャパン株式会社またはベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元は、故意または重過失による場合を除き、本ソフトウェア、または附属のドキュメンテーションの欠陥の結果発生する直接、間接、特別または必然的な損害について仮に当該損害が発生する可能性があると告知されていた場合でも何らの責任を負いません。
- 3. ベクターワークスジャパン株式会社またはベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元は、本ソフトウェアまたはデータの回復に要する費用また再製に要する費用を含めて一切の責任を負いません。本ソフトウェアは現在あるがままの状態で販売されるものです。本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は本ソフトウェアの使用、品質および性能に関する全責任を負担するものとします。

以上

ベクターワークスジャパン株式会社 2024 年 5 月 1 日



# SimTread評価版 使用許諾条件

SimTread評価版 使用許諾条件は、「SimTread評価版」(以下、本ソフトウェア)について、その使用者(以下、本ソフトウェア使用者)とベクターワークスジャパン株式会社の間で締結される、本ソフトウェアの非独占的使用権を定めたライセンス契約書(以下、本契約書)です。本ソフトウェアをご使用になる前に以下の内容を必ずお読みください。

# 第1条 使用許諾の条件

- 1. 本ソフトウェア使用者が本ソフトウェアの一部、もしくは全部をインストール、コピー、ダウンロード、アクセス、あるいはその他の方法で使用することにより、本ソフトウェア使用者は本ソフトウェアに関し本契約書を読み、それを理解したことを認め、その条件によって拘束されることに同意したものとみなされます。ベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア販売元、販売店、リース会社またはこれらの従業員は以下に記載の内容に関し、いかなる修正拡大または追加をなすことを授権されていません。
- 2. 本ソフトウェア使用者が、本契約書の内容に違反した場合、もしくは、違法な方法で本ソフトウェアが使用された場合、本ソフトウェア並びにこれに附属する操作マニュアルおよび学習用教材等(以下、ドキュメンテーション)の使用中止並びに使用許諾の解除を求めることがあります。当該解除が行われた場合には、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションのオリジナルと全てのコピーを破棄し、これらの使用を中止していただくものとします。
- 3. 本ソフトウェアはVectorworksソフトウェアのスタンドアロン版、評価版、Not-For-Resale版のいずれかでのみ使用することができます。
- 4. 本ソフトウェアは、インストール後14日間またはVectorworks Not-For-Resale版での使用については 定められた期限(以下、評価期間)に限り、評価、レビューまたは研究の目的で、または認定された トレーニングプログラムに参加する目的でのみ、使用することができます。

#### 第2条 本ソフトウェア管理者の責任

1. 本ソフトウェア使用者が法人に所属している場合、当該法人の代表者(以下、本ソフトウェア管理者) は、本ソフトウェア管理者の責任において、本ソフトウェア使用者の利用を認証・管理するものとします。本ソフトウェア管理者は、本ソフトウェアを善良なる管理者の注意義務をもって利用し、本ソフトウェア使用者に利用させるものとし、本ソフトウェア管理者または本ソフトウェア使用者が本契約書に違反したことにより、ベクターワークスジャパン株式会社およびベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元が損害を被った場合、本ソフトウェア管理者が責任を負うものとします。

# 第3条 著作権の表示

1. 本ソフトウェアおよびドキュメンテーションの著作権は、ベクターワークスジャパン株式会社、早稲田大学および株式会社竹中工務店(以下、ベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元)



が保有し、日本国著作権法により保護されています。

## 第4条 複製・頒布の禁止

- 1. ベクターワークスジャパン株式会社の書面による同意がない限り、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションの複製、頒布並びに第三者に対し複製の許可を与えることは有償無償を問わず禁止されています。
- 2. 複製には本ソフトウェア等が入ったCD-ROMやDVD-ROM等を他の媒体へコピーすることやドキュメンテーション等を他の言語や書式に翻訳、書換えすることが含まれます。
- 3. 別途契約で認められた項目を除き、本ソフトウェアとドキュメンテーションに関するいかなる知的所有権の権利も本ソフトウェア使用者は与えられません。
- 4. 本ソフトウェアを第三者に賃貸、貸与、リース、配布、転載、移転することはできません。また、本ソフトウェアを日本国外に出荷、移転、輸出、再輸出することもできません。
- 5. 本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者が本条第1項から第4項に違反したことによりベクターワークスジャパン株式会社およびベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元に損害が発生した場合、本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は一切の責任を負うものとします。

# 第5条 改変の禁止

1. ベクターワークスジャパン株式会社は、本ソフトウェアの一部または全部を修正、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることを禁止します。

#### 第6条 保証と責任の範囲

- 1. ベクターワークスジャパン株式会社またはベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元は、本ソフトウェアに関し、明示または黙示の品質、性能、製品価値またはいかなる特定の使用目的に対する適合性について、いかなる保証もいたしません。
- 2. ベクターワークスジャパン株式会社またはベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元は、故意または重過失による場合を除き、本ソフトウェア、または附属のドキュメンテーションの欠陥の結果発生する直接、間接、特別または必然的な損害について仮に当該損害が発生する可能性があると告知されていた場合でも何らの責任を負いません。
- 3. ベクターワークスジャパン株式会社またはベクターワークスジャパン株式会社のソフトウェア供給元は、本ソフトウェアまたはデータの回復に要する費用また再製に要する費用を含めて一切の責任を負いません。本ソフトウェアは現在あるがままの状態で販売されるものです。本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は本ソフトウェアの使用、品質および性能に関する全責任を負担するものとします。

#### 第7条 評価期間終了後の取扱い

1. 本ソフトウェア使用者は、評価期間終了後、本ソフトウェアの使用を停止し、本ソフトウェアを速や



かにアンインストールするか、評価期間中に製品を購入し、正規ライセンスで使用を継続するものと します。

以上

ベクターワークスジャパン株式会社 2024 年 5 月 1 日